

企業倒産のリスクの可能性と影響度

戸 田 俊 彦

I 本論文の目的

企業はその目的を達成するべく社会的・経済的な活動を展開するなかでさまざまなリスク（危険）に遭遇する。そのリスクに対応し、リスクに備えるための管理活動がリスクマネジメントであろう。「企業倒産は各種の企業危険の連鎖または集約化であり、リスクマネジメントは企業の倒産を防止し、企業経営の合理的運営を図るためになされる企業危険の科学的管理である」（亀井利明著『リスクマネジメントの理論と実務』ダイヤモンド社、1980年、11・15頁）ともいえよう。

この企業倒産の問題はこれまでさまざまな視点・分野から調査研究されてきた。企業倒産の実態の研究、倒産の種類・定義の研究、倒産の原因・メカニズムの研究（経営者、組織、財務、労務、マーケティングなど経営各論と倒産との関係の研究、外部・内部要因の研究、要因のライフサイクル的研究などに細分化される）、倒産の兆候・予測の研究、倒産の法的・自発的手続きの研究、倒産後の処理・再建・再生の研究、倒産事例の研究などである。これを経済学的、経営学的、社会学的、法学的視点などにたって調査・研究してきたといえよう。

だが、これら様々な研究の多くは、無意識的にはいざ知らず、倒産のリスクやリスクマネジメントの問題をはっきりと念頭において研究をすすめてきたようには思われない。

そこで本論文では、企業倒産のリスクの可能性とリスクの影響度に主としてかわる問題を取りあげ考究してみることを目的とする。そのため、そもそも企業倒産がどの程度発生していると考えられるのか、その企業倒産の影響こと

にそのマイナスの側面は何かについて検討し論究してみる。こうした研究はとりもおさず、企業倒産の本質的な意味に関する理解をより促進し、企業倒産のリスクを明らかにし、企業倒産に関連して今後さらに調査研究を必要とする領域を明確化し、さらに企業倒産のリスクを回避し、除去し、転嫁し、しかるのちに保有する具体的な方法を指し示し、倒産からの救済・再生活動に対する有効な手がかりを与えることにも役立つであろうからである。

II 企業倒産のリスクの可能性

そこでまず企業倒産のリスクの可能性、すなわち企業倒産に実際に遭遇しリスクを負わされる確率がいかにどのものか、さらにいうならばわが国における企業倒産件数が真にどれほどあるのかを、われわれなりに把握してみよう。

わが国の企業倒産件数とされるものは民間信用調査機関である東京商工リサーチか帝国データバンクにより発表されるものによっていることが多い。東京商工リサーチによると図表1に示されるとおり2002年に19,087件、その負債総額は13兆7,824億円であった（帝国データバンク調べでは、同じく19,458件、負債総額は13兆7,557億円となっている）。

この19,087件を形態別に把握してみると銀行取引停止処分11,199件、破産5,418件、民事再生法878件、特別清算246件、会社更生法61件、商法整理3件、その他（内整理）1,282件となっている（東京商工リサーチ「全国企業倒産白書2002」40頁）。銀行取引停止処分は手形交換所（全国銀行協会連合会）により取引停止報告に掲載され、破産以下商法整理までは裁判所により公示されるもので、これを東京商工リサーチが捕捉し、負債金額が1000万円以上なら倒産件数にカウントするものである。内整理は極秘裏になされることが多く、東京商工リサーチの調査力により把握されたりされなかったりということになるであろう。

つまり、東京商工リサーチの倒産把握には、その倒産の定義を問わないとして、表ざたにはされずに多大の損失を残して消える企業や、人知れず維持・更生の道を踏み出した企業は含まれていない。また負債金額1千万円以上のもの

に限られ、負債金額1千万円に達しない小型の倒産は件数に含まれていないことになる。東京商工リサーチが把握した倒産のうち法人企業の分を抜き出し、それを国税庁調べの普通法人数で割って計算された倒産発生率は図表1に示されるように2002年に0.57%である。ここに、問題はあがる、一つの倒産のリスクの可能性が示されているといえよう。

東京商工リサーチが把握しえていない倒産件数がどれほどか調査公表されたものはないが、この倒産件数はかなり多いと推定できる。東京商工リサーチによると、2002年に負債額別倒産状況として、10億円以上が1,373件、5億円以

図表1 倒産発生状況

年	倒産状況（東京商工リサーチ調べ）			国税庁調べ 税務統計による 普通法人数（B）	倒産発生率 (A) / (B)
	総倒産件数	負債総額（百万円）	個人企業を除く 法人企業の倒産（A）		
1976年	15,641	2,265,778	12,695	1,408,946	0.90%
1977年	18,471	2,978,061	15,106	1,487,855	1.01%
1978年	15,875	2,475,635	12,741	1,538,823	0.82%
1979年	16,030	2,191,279	12,523	1,604,589	0.78%
1980年	17,884	2,722,486	13,891	1,645,589	0.84%
1981年	17,610	2,692,453	13,413	1,701,461	0.78%
1982年	17,122	2,393,193	12,144	1,745,616	0.69%
1983年	19,155	2,584,108	14,372	1,798,708	0.79%
1984年	20,841	3,644,105	15,231	1,872,852	0.81%
1985年	18,812	4,235,618	13,733	1,902,956	0.72%
1986年	17,476	3,831,428	13,048	1,950,664	0.66%
1987年	12,655	2,122,362	9,013	2,000,227	0.45%
1988年	10,122	2,000,964	7,386	2,071,311	0.35%
1989年	7,234	1,232,296	5,172	2,175,725	0.23%
1990年	6,468	1,995,855	4,831	2,281,721	0.21%
1991年	10,723	8,148,750	8,527	2,418,567	0.35%
1992年	14,069	7,601,499	11,193	2,502,858	0.44%
1993年	14,564	6,847,689	11,398	2,561,830	0.44%
1994年	14,061	5,629,409	11,164	2,608,444	0.42%
1995年	15,108	9,241,100	11,926	2,650,201	0.45%
1996年	14,834	8,122,881	11,884	2,694,812	0.44%
1997年	16,464	14,044,704	13,390	2,667,689	0.50%
1998年	18,988	13,748,377	15,251	2,699,881	0.56%
1999年	15,352	13,621,436	12,250	2,730,482	0.44%
2000年	18,769	23,885,035	15,161	2,766,457	0.54%
2001年	19,164	16,519,636	16,176	(推) 2,800,000	0.57%
2002年	19,087	13,782,431	16,288	(推) 2,830,000	0.57%

<出所>東京商工リサーチ「全国企業倒産白書2002」59頁ならびに7頁。

上が1,234件、1億円以上が6,189件、5千万円以上が4,344件、1千万円以上が5,947件となっており、負債額の最下層の層が厚くなっているからである（東京商工リサーチ、前掲書、44頁）。

今、一つの手がかりは廃業件数の把握から推定することができよう。2001年に全国624組合を対象にして帝国データバンクが面接により調査したものによると、倒産件数は212件、廃業は2,188件であった。廃業は倒産の10.3倍に達している。1988年から2001年までの総計でみると倒産1,556件、廃業26,038件で、廃業は倒産の16.7倍に達している（帝国データバンク「第14回：産地における転休廃業・倒産動向調査」2002年4月12日）。この倒産・廃業のなかに帝国データバンクそして同様に東京商工リサーチの倒産把握から漏れた倒産がかなりの割合で含まれていよう。わずかな産地組合を調べてみても件数化されていない倒産がずいぶんあるのである。

同様にみて、中小企業白書によると、1999年の非1次産業の企業数は4,851,104件、1996年～1999年までの平均の廃業率が5.9%であるから（中小企業庁編『中小企業白書』2002年、ぎょうせい、付属統計資料1表ならびに58頁）、単純に掛け合わせてみると1999年に286,215件の廃業があった計算になる。廃業と倒産はもちろん概念を異にするとはいえ、廃業の圧倒的多数は意に沿わぬ成果しかえられなかったための撤退・退出であり、何がしかの負債を自らかぶっていることが多い。その負債を他人にかぶせ、しかも1000万円以上であった場合にはじめて倒産とカウントされるにすぎないからである。負債を他人にかぶせ、しかも1000万円未満の場合の件数は、廃業全体のなかの仮に10分の1と少なめに見積もったとしても28,600件ほどとなり、1999年の倒産件数15,352件の1.9倍ほどになっている。一般には貨幣価値の下落により1000万円のハードルはぐっと下がったために、多くが実際に東京商工リサーチの倒産にカウントされるようになり、カウントされていない1000万円未満の倒産はカウントされたものの2、3倍ほどといえるのではなかろうか。

以上のように倒産の発生数を見ると倒産のリスクを負う可能性はずいぶん高いといわざるをえない。たとえば、企業は多くの仕入先や販売先をもって営業

をしているであろう。販売先を300社持っている企業の場合、倒産発生率が0.57%であるとしても171% (0.57%×300) となり、年に1, 2件の販売先倒産による資金回収に悩まされる計算になろう。同じように考えて、ある学生が就職した会社が倒産する確率は、1年では0.57%にすぎないが、30年勤めあげるとしたならその会社がつぶれる確率は17.1% (0.57%×30) に高まり、危険性がずいぶん増すことに注意が必要であろう。この数字は実は最低線をいったのであり、すでにみたように倒産率はこの2, 3倍といったところであり、定年までの勤務の間に会社の倒産が大いにありえるといつてよからう。

さらにいえば、倒産にいたらずとも倒産に近い状況にまで企業の経営状態を悪化させ、直接・間接の利害者集団に著しい損失を与えた場合を含めればさらに数は増すことになる。たとえば赤字を出して無配・滞納・賃金遅配になっている企業、事業縮小、人員整理、役員更迭などの再編成に追い込まれた企業、提携、系列化、営業譲渡、合併などに追い込まれた企業、休業中の企業などいとまがないほどである。

このように考えるならば、われわれは企業の倒産は日常茶飯事であり、いつ何時そのリスクに直面しないとも限らないと認識し、リスクマネジメントを積極的かつ戦略的に展開しなければならないといわざるをえないであろう。

Ⅲ 企業倒産のリスクの影響度

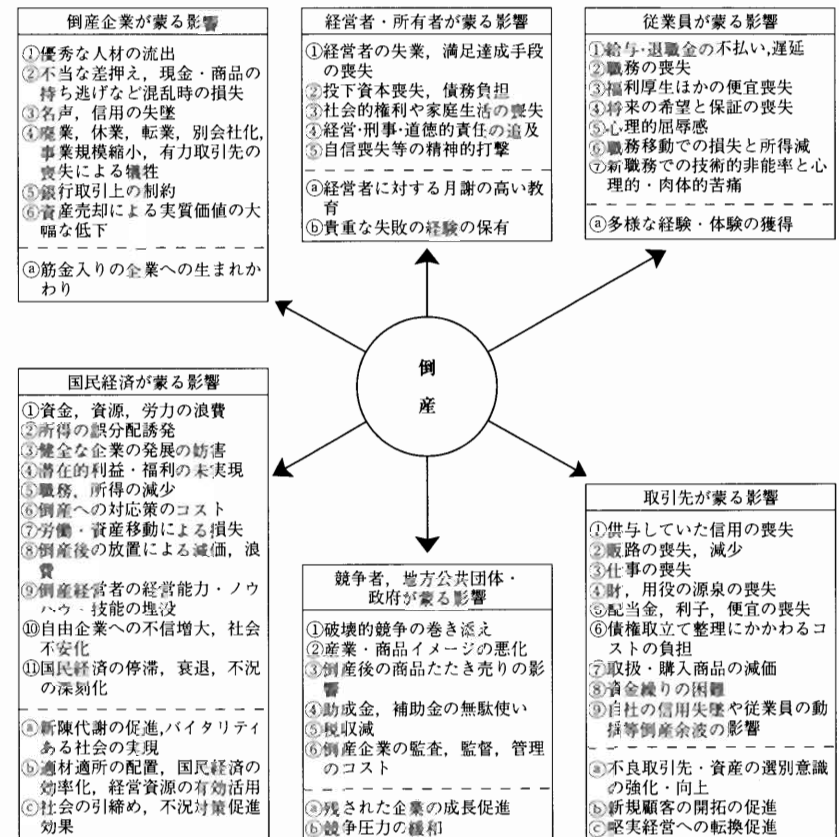
現今のわが国では膨大な数の倒産が日夜絶え間なく発生している。しかも1企業の倒産は1企業だけの犠牲と負担にとどまらず、あたかも水面に投じられた石が波紋を描き出すように、広く深く各方面に影響を及ぼしていくものと考えられる。そこで本節では、これらの倒産によって、わが国の経済・社会が蒙っている影響を具体的・体系的に検討してみることにする。

ここでわれわれが企業倒産の影響と称するものは、倒産によって社会・経済・企業・個人にもたらされるすべての犠牲、負担、損失、利益をいう。それを計算・測定が不可能に近い金銭的価値づけをひとまずおいて、信用調査機関の単なる負債金額の算定では把握されていない、有形・無形のさまざまな影響要

素を摘出することに強調をおいて、企業の各利害者集団、ひいては国民経済に分けて明らかにしてみたのが図表2である。

これによって、たとえば東京商工リサーチが把握している負債金額といった形で示される倒産の影響 (リスク) では、図表中の取引先が蒙る影響のなかの一部をつかみ出したにすぎないものであって、企業に何らかの形で関係してい

図表2 企業倒産の影響



注1 戸田俊彦著『企業倒産の予防戦略』同文館、1984年、21頁

の図表を大幅に修正、加筆した。
 2 数字項目はマイナスの影響を、アルファベット項目は消極的であるとしても、プラスの影響をもつと考えられる要素を示した。

る者すべてによって、いやおうなく負担される数多くの種類の影響のうちの、ほんの一部にすぎないことをまず注意しておかなければならないと思われる。

さらに、それら影響（リスク）の負担者がそのリスク分を吸収しきれず倒産するなどによって、より大きなリスクにして、またその企業の直接の関係者に負担させていくといった二次・三次の波及効果や国民経済的な社会的リスクを計算に入れるとするならば、企業の倒産によるリスクの影響・大きさは決して考えられているほど小さなものではないことが明瞭となるであろう。

さて、それではそれぞれのリスクの影響度はどの程度なのかみてみよう。この点では、倒産それぞれの規模や発生状況によって千差万別であろうが、ここでは様々なリスク負担をどうみていくか、ヒントになるデータをいくつかあげて迫ってみることとしたい。

まず第一にみておかなければならないことは東京商工リサーチがいう負債金額の背後にたくさんの影響を蒙る人々、とりわけ取引先がいることである。東京商工リサーチによると2002年の倒産件数が19,087件、その負債総額が13兆7,824億31百万円であるという。1件当たり7億22百万円となる。東京商工リサーチの把握している負債金額は、支払手形、買掛金、貿易手形、短期借入金、未払金、割引手形、仮受金、納税引当金、未払費用、前受金、預かり金、前受収益、未払法人税等その他流動負債といった流動負債、社債、長期借入金、退職給与引当金、その他長期借入金といった固定負債、および脚注の割引手形、裏書譲渡手形の合計として、倒産発生時点において把握されている（小林武彦著『現代の倒産』日本経済新聞社、1971年、87頁）。それゆえ負債金額の把握そのものにかなりの推定がはいり必ずしも正確が期されているとはいえない。

それにしてもここでいえることは、上記諸項目で把握された負債には、それぞれに個人、企業及び政府などが債権者として多数背後にいることである。つまり東京商工リサーチが把握した1件の企業倒産はそっくり負担をかけたとして平均金額にして2002年の場合7億22百万円という金額であるが、それを実にさまざまな名目を持った費用の形で倒産企業を支えていた多数の関係者に負わしめているということである。

第二にみておかなければならないことは連鎖倒産についてである。帝国データバンクの1987年から2002年までの連鎖倒産についての調査によると、1998年に1,937件（その年の倒産全体に占める構成比は10.1%）が最大数で、1990年の630件（構成比9.7%）が最小数である。構成比では1995年の12.1%が最大で、2000年の7.7%が最小となっている。おおよそ1割前後で推移しており、1999年以後で見ると8%前後となっている（帝国データバンク「第2回：連鎖倒産の実態調査」2003年1月）。

その連鎖倒産の具体的な実情を知る手がかりとして2001年9月14日に東京地裁へ民事再生手続きの開始を申し立てて倒産した大手スーパーの（株）マイカルの場合をあげてみよう。マイカルは設立は1947（昭和22）年4月、資本金740億2,446万円、山下幸三社長、従業員5,000名で、本社は大阪市中央区淡路町、負債は1兆6,000億円、債権者数は約6,000社にのぼる（500万円以下の少額債権は弁済される見通し）というスーパー業界の倒産では戦後最大規模の会社倒産であった（東京商工リサーチ「全国企業倒産白書2001」81頁）。

そのマイカルの関連倒産は、2001年9月から12月までの4ヶ月の累計件数が46件、累計負債は1兆582億円に達するという。月別では、倒産した9月が22件、負債8,420億円、10月が13件、負債1,160億円、11月が7件、負債210億円、12月が4件、負債791億円となっている。関連倒産46件の内訳は、マイカルの子会社グループ会社が20件、取引先が26件となっている。都道府県別では、大阪19件、東京7件、宮城5件、福岡3件、京都3件、北海道・山形・岩手・山梨・茨城・長野・愛知・兵庫・宮崎が各1件となっている（東京商工リサーチ、前掲書、38頁）。なお、年が明けて2002年1月に3件、2月に4件発生し（中小企業庁編、前掲白書、24頁）、さらにマイカルの会社再建のための店舗閉鎖が進められていくに従い、さみだれ的に倒産が発生していくものと思われる（帝国データバンクの資料によると2002年12月までに総数で62件発生となっている）。

マイカル自体が大規模な会社であったことから連鎖倒産の件数も多いし、その累計負債額だけでも1兆円をはるかに上回るし、連鎖倒産は発生した月を基点に件数を徐々に減らしつつも2年ぐらいにわたって続くようである。そして

14都道府県にその直接の被害が及んでいる。また、連鎖倒産した企業から連鎖倒産をこうむった企業もあるであろう。これだけでわれわれは連鎖倒産がいかに大きな影響を及ぼすか知りうるのである。

第三にみておかなければならないことは金融機関の倒産の影響度についてである。帝国データバンク調べによると、1994年9月から2001年12月までの累計で主な破綻金融機関（日本長期信用銀行、日本債券信用銀行、北海道拓殖銀行、兵庫銀行、なみはや銀行、木津信用組合、東京相和銀行、信用組合関西興銀、幸福銀行、阪和銀行など26金融機関）の関連倒産は2,396件、負債総額は25兆3,712億円に達するという（帝国データバンク「特別企画：破綻金融機関の関連倒産実態調査」2002年1月）。金融機関破綻の場合の影響度の大きさが明らかであろう。

また、預金保険機構が破綻した金融機関の預金などを全額保護する制度が1996年10月に導入されてから2003年3月に石川銀行の支援が終わるまでに、経営破綻した金融機関へ実施した資金援助の実績は、資金贈与した金融機関数168、総額17兆9千億円である。援助先の内訳をみると、1997年に破綻した日本長期信用銀行が3兆2,400億円、日本債券信用銀行が3兆1,500億円、北海道拓殖銀行が1兆7,700億円、木津信用組合が1兆円、みどり銀行が7,700億円、東京相和銀行が6,800億円、信用組合関西興銀が6,800億円、なみはや銀行が6,300億円、幸福銀行が4,800億円、兵庫銀行が4,700億円となっている。

その金銭贈与の財源は国債発行が9兆9千億円、銀行からの借入れが4兆8千億円、銀行からの保険料収入が3兆2千億円となっている。国債発行は政府から交付された国債を原資としており、国民負担（税金）といってよい（「日本経済新聞」2003年3月7日）。以上から金融機関の倒産・破綻はそれぞれそ国国民経済に大変な影響を与えていることが認識されるであろう。

第四にみておかなければならないことは倒産の従業員への影響についてである。東京商工リサーチによると、2002年の企業倒産に伴う従業員被害者数は、19万8,048人であった。1件平均では10.4人。多かった産業順に建設業55,794人、製造業52,306人、サービス業28,636人、卸売業28,107人、小売業15,318人、

運輸通信業13,092人、不動産業2,759人、1次産業1,306人、金融保険業730人であった（東京商工リサーチ「全国企業倒産白書2002」56頁）。これは倒産企業の倒産直前の従業員数を累計した数字として捉えられているが、従業員がいかなる影響を蒙ったかについては何も触れていない。

だが、多くの従業員は解雇されている実情があるし、企業に残りえても賃金カット、職場替えや労働強化が待っていることは多くのものが指摘しているところである。

2002年でいうと、主な事例は、佐藤工業（株）（従業員3,334人）、大日本土木（株）（同1,704人）、日産建設（株）（同1,191人）、日本加工製紙（株）（同805人）など従業員規模の大きな上場企業の倒産が全体を押し上げたという。

第五にみておかなければならないことは倒産による従業員以上に経営者への影響についてである。警察庁の統計によると2001年の自殺者数は31,042人、そのうち倒産、事業不振、失業、就職の失敗など生活経済問題を原因とするものが6,845人という（「日本経済新聞」2003年3月11日夕刊）。病苦、老衰苦、身体的劣等感などの健康問題15,131人、仕事上の失敗、上司の叱責、仕事の不調などの勤務問題1,756人なども倒産に絡んだ経営者や従業員の自殺をその中にかなりの部分含んでいるであろう。不況になると自殺者も増える傾向も読み取れるようである（同夕刊記事）。

倒産経営者に逃亡・不明者が多いことについては国民金融公庫の調査によって明らかである。1967（昭和42）年度に小零細企業で倒産した企業の経営者391人を対象にした調査の結果、逃亡・不明者はあわせて102人（26.1%）という人数にのぼっている（清成忠男著『日本中小企業の構造変動』新評論、1970年、302頁参照のこと）。そしてそのなかの何人かが自殺をはかっているという実情もあろう。

最高裁のまとめた速報値で自己破産申し立て件数は2002年に223,561件（概数）であるという。また、家庭裁判所に相続放棄の理由や資産、負債の概略などを記した申述書を提出して相続放棄の手続きが行われるが、その受理件数は2001年に109,730件ともいう（「日本経済新聞」2003年3月11日夕刊）。この自

已破産のなかに倒産経営者が数多く含まれ、相続放棄のなかに倒産した企業の経営者の家族が相当数含まれているのである。

これら各種のデータが物語ることは倒産企業の経営者や従業員がたどった悲惨な姿であり、倒産の影響度の凄まじさであろう。

国民経済が蒙る影響についてはもはや触れる紙幅がない（これについては拙稿「企業倒産のコスト」『経済科学』21巻4号、1974年11月、187～192頁で論考したことがあるので参照されたい）。

IV むすび

以上のように、企業倒産の過剰性と、したがってそれによりひきおこされる倒産の影響の重大性の認識に立つとき、リスクマネジメントとのかかわりでどのように考えたらよいのであろうか。

第一に、今日企業は多くの利害者集団の間に根をはった社会的存在であることを認識して、倒産を避けることこそまず持って経営者の最高の責務であるということが改めて強調される必要があろう。そのためにリスクマネジメントは経営者自らが行わなければならない最重要職能といわなければならない。「リスクマネジメントを誤った企業は大小を問わず倒産の道を歩むことになる」（亀井利明、前掲書、163頁）からである。

第二に、倒産には図表2に示されたようによい影響と悪い影響を認識することができる。倒産は自然災害のような純粋リスクとは違い投機的リスクにあたるからである。まずこの点の認識が重要であろう。また、倒産のリスクは相互作用しあい、相乗効果もあって、リスク・被害を膨らませていくことの認識も欠かせない。ここにおけるリスクマネジメントの重要な課題は倒産の予知・予測により自社の倒産をいかに回避するか、あるいはいかに軽度のリスク負担で済ませるかということであろう。

第三に、倒産必至の状況になる前に早めに計算ずくで自主廃業するなどの手を打つことをもっと考えてよいと思われる。万やむをえず倒産するにしても、高利貸、融通手形の利用を極力おさえ、他力依存による手遅れに陥らぬように

すべきで、公明正大にして軽度の倒産ですますよう努力すべきであろう。実際アメリカやドイツでの廃業は多くても悲劇的な形での倒産は少ないという実情はこうした考え方による面が少なくないであろう。

「再起を果たした経営者の多くは、事業の先行きをいち早く見極めて適切な時期に廃業を決断したことで、廃業により生じる摩擦を最小限に抑え、場合によっては余力を残しながら、廃業することに成功したとみることができる」

（国民生活金融公庫総合研究所「2度目の開業に関する実態調査結果について」2001年11月30日、16頁）。このようなことが可能となるためにはリスクマネジメントが経営者の視点から戦略的になされていることが必要であろう。

第四に、あえなくも倒産した企業はとるべき今後の進路をあらゆる可能性を念頭において迅速に探究すべきであろう。企業の業種、規模、おかれている状況などによって、会社更正、民事再生、破産、清算などのうちのどの方法を採用するか、そしていかにすばやく手を打つかによって自らの犠牲の程度、国民経済的負担の度合いは大いに違って来るからである。ここにおいても日常的になされているリスクマネジメントがものをいうことになろう。